

答申第 838 号

情公第 1325 号

令和 8 年 6 月 10 日

神奈川県選挙管理委員会
委員長 保阪 努 様

神奈川県情報公開審査会
会長 田村 達久

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

令和 7 年 4 月 16 日付けで諮問された公職選挙法違反に関する文書一部非公開の件（諮問第 919 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県選挙管理委員会は、審査請求人からの令和6年11月22日付け行政文書公開請求に対し、令和6年12月6日付けで行った行政文書一部公開決定において非公開とした情報のうち、別表2の「公開すべき非公開情報」欄に掲げる情報を公開すべきである。また、別表3の「部分公開を検討すべき非公開情報」欄に掲げる情報について部分公開を検討すべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、令和6年11月22日付けで、神奈川県選挙管理委員会（以下「実施機関」という。）に対して、別表1の「公開請求に係る行政文書の内容」欄に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和6年12月6日付けで、別表1の「公開請求に対して特定した行政文書の概要」欄に掲げる行政文書を特定した上で、同表の「公開することができない部分」及び「非公開理由」欄のとおり、行政文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和7年3月5日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 令和7年3月5日付け審査請求書における主張
 - ア 候補者は当選すれば公人となる、公人に準ずる存在である。また、選挙違反の事実は公共の利害に関する事実であり、個人情報として保護するに値しない。公職選挙法第235条で虚偽事項公表を罰しているように、候補者の事実公表を妨げることもまた、選挙の自由を侵害し公益に反する。条例第7条該当として公開すべきである。
 - イ 刑法第230条の2は、公共の利害に関する場合、名誉棄損罪で罰しないと定めている。同条第2項では「公訴が提起されるに至っていない人の

犯罪行為に関する事実は、公共の利害に関する事実とみなす。」としており、選挙違反の事実はこれに含まれる。同条第3項では、「公務員又は公選による公務員の候補者に関する事実」を挙げており、候補者を公務員と同等に扱っている。つまり、刑法第230条の2では、候補者は公人に準ずる存在であり、また、陣営による選挙違反の事実は公共の利害に関する事実であると認めている。

ウ 公職選挙法第235条では虚偽事項公表罪を定め、選挙人が不当に判断を歪められないよう、選挙の自由を保護している。候補に関する虚偽を公表することと、事実の公表を妨げることにはたして違いがあるだろうか。どちらも選挙人の選挙の自由を侵害しているが、片方は公職選挙法で罰せられ、もう一方は情報公開条例で守られるというのは矛盾している。

エ ポスターの画像及びポスターの記載内容は既に公になっており、条例第5条第1号ただし書イに該当する。候補者氏名、政党名及び掲示責任者氏名はポスターなどの掲示物自体に記載され、既に公になっており、条例第5条第1号ただし書イに該当する。掲示箇所は違反当時誰もが知り得た情報であり、条例第5条第1号ただし書イに該当する。

オ 選挙管理委員会が把握した文書掲示違反は、候補者名を含めて公表された事例があり、条例第5条第1号ただし書イに該当する。他自治体Aの選挙管理委員会は、特定年の知事選挙における掲示違反について、候補者名を含めて公表した。他自治体Bの選挙管理委員会は、情報開示請求に応じて、候補者名を含む違反内容を開示した。他自治体Cは掲示違反が特に横行している地域である。自治体Cの選挙管理委員会は、特定年の地方議会議員選挙で、立候補者ごとの撤去命令内訳を公表した。各選挙管理委員会は、違反事実の積極的公表によって、選挙民の違反への理解を深め、犯罪抑止に役立てようとしている。

カ 選挙運動組織の構成員による選挙違反及び被警告者氏名は条例第5条第3号に該当しない。候補者とその支援者たちは、候補者が公人の地位を得る目的で選挙運動を行う。活動は代表である候補者の意思のもと行われる。活動費用は候補者個人の家計と独立して管理され、収支報告書は選挙管理委員会等に公開を前提として提出される。このように、目的

や活動内容、法で義務付けられた私的活動との会計的分離を見ても、候補者という代表のもと、当選という目的へ組織的な活動を行うものであり、その組織は、法人税法第2条第8号の人格のない社団等に該当する。選挙運動を行う組織は、条例第5条第3号の「法人その他の団体」である。神奈川県情報公開条例の解釈及び運用の基準では、「法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないものと判断できる場合」として、「法人の法令違反に対する行政処分及び法令違反者氏名等の公表のような制裁」が例示されている。よって、選挙違反及び被警告者氏名の公表は正当な利益を害するおそれがない。

(2) 令和7年4月11日付け反論書における主張

ア 実施機関は、刑法、公職選挙法は法の目的が違うので情報公開条例と矛盾しないと主張する。矛盾しない以上、刑法での準公人や公共の利害に関する定義も本件の判断基準として受け入れているということである。ならば、私権よりも公益を重く見て条例第7条適用によって公開することも可能である。ここで、非公開とするならば、それは公職選挙法の虚偽事項公表罪と同様の効果を発する行為であり、公平な選挙実現の中心たるべき実施機関の任務に反する。もし、本件の候補が、我は選挙違反をしていない、と虚偽の宣伝をすれば公職選挙法違反であるが、その事実確認を実施機関に問い合わせると、個人情報であることを理由に回答を拒むというのが、本件での実施機関の態度である。

イ 掲示物の記載内容が慣行として公かどうかを、掲示物が撤去済みであるかなど、物理的な存在の有無で判断すべきではない。選挙運動や政治活動で使用する掲示物が、記載された人物や政党などを周知する目的で作成されていることは明らかである。掲示終了と共に第三者が内容を忘却できる訳もなく、個人情報としての保護を意図して作成していない。掲示物の作成目的、街頭など公の場での掲示、どれをとっても公表を前提としており、掲示終了を機に記載内容を非公開とすべき特段の理由もない。

ウ 文書掲示違反の候補者名などを公開決定した自治体は神奈川県内にある。本件請求の対象文書は当該自治体内の選挙区での文書掲示違反であ

る。公開された文書は本件請求と同一選挙の同一選挙区のものである。違反内容も、衆議院解散後、選挙期間内の政治活動ポスターの掲示など共通している。神奈川県と当該自治体に共通の事例が含まれる可能性がある。県と市の情報公開条例の非公開規定はほぼ共通である。「各自治体において個別の事例ごとに法令等に基づき判断」するにしても、事例も法令もほぼ共通でありながら非公開とするならば、相応の蓋然性のある理由説明が求められるが、実施機関は怠っている。

エ 実施機関は、制裁に至る過程の一般的な行政指導という表現を用いて、あたかも本件が制裁ではないかのように説明するが、制裁に至る一連の過程を分離する必然性がない。過程であろうとも違反行為の事実は変わらず、正当な利益を害するおそれがないことの焦点は処分や制裁か否かではない。刑法第230条の2第2項において「公訴が提起されるに至っていない人の犯罪行為に関する事実は、公共の利害に関する事実とみなす。」としているように、違反行為、犯罪行為に関する事実が問題であって、行政指導、処分や公訴の提起は付随する結果に過ぎない。

4 実施機関の説明要旨

(1) 別表1の項番1の「公開することができない部分」の非公開理由について

ア 特定の個人が識別される情報であるため、条例第5条第1号に該当する。

イ 候補者が、仮に公人に準ずる存在であるとしても個人に該当することは明らかであり、条例第5条第1号における「個人に関する情報」とは、犯罪歴等を含めた個人に関する全ての情報をいうことから、別表1の項番1の「公開することができない部分」は全てこれに該当する。

また、条例第7条は公益上特に必要があると認めるときに裁量的に公開することを認める規定であり、処分庁の裁量が認められるところであるが、非公開情報の規定により保護される権利利益があるにもかかわらず例外的に公開するものであるから慎重に判断する必要がある、実施機関が撤去等の対応をとるよう行政指導したということをもって個人情報

として保護に値しないと考えることは妥当ではない。条例は犯罪歴等も含めて個人情報として保護対象としており、公職選挙法第235条や刑法第230条の2等の刑罰に係る規定とは目的を異にしていることから、両者は矛盾しない。

ウ ポスターの画像、ポスターの記載内容及び掲示箇所を公にすれば、行政指導をされたという事実についても公になりうることから、犯罪歴等を含めて個人情報として保護する条例の趣旨に反することになる。

また、過去に公になっていたものであっても、行政指導をされてから一定の期間が経過しており公開請求の時点では公になっていたとは判断できないし、慣行として公にすることが予定されている情報ではない。

エ 一部の自治体で公表された事例があるということから、慣行として公にされているとはいえないし、各自治体において個別の事例ごとに法令等に基づき判断されることになる。

(2) 別表1の項番2の「公開することができない部分」の非公開理由について

ア 法人その他の団体又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であるため、条例第5条第3号に該当する。

イ 本件は公表のような制裁的な行政指導ではなく、公職選挙法第201条の14第2項の撤去命令処分に至る過程の一般的な行政指導であるため、公開することにより法人等の正当な利益を害するおそれがある。

5 審査会の判断理由

実施機関は、別表1の「公開することができない部分」欄に掲げる情報について、条例第5条第1号及び第3号に該当することを理由に非公開としているから、以下各号該当性について検討する。

(1) 条例第5条第1号該当性について

ア 文書提出者の氏名、住所、電話番号、FAX番号及び印影について

標記情報は、個人に関する情報であって特定の個人が識別される情報であることは明らかであるから、条例第5条第1号本文に該当し、また、

同号ただし書アからエまでに規定する情報に該当するとは認められないため、実施機関が標記情報を条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

イ 違反文書図画に係る候補者氏名及び違反文書図画である個人ポスター画像について

標記情報は特定年に実施された衆議院議員選挙に立候補した者の氏名及び当該立候補者の容姿が掲載されたポスター画像であると認められることから、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当する。

もっとも、審査請求人は、標記情報は掲示されたポスターに記載されており、既に公になっている情報であるから、条例第5条第1号ただし書イに該当する旨主張している。

そこで検討すると、標記情報は単なる公職の候補者の氏名及び容姿ではなく、「公職選挙法違反との通報に基づいて実施機関が対応を行った候補者の氏名及び容姿の情報」（以下「本件候補者情報」という。）であると認められる。そして、本件候補者情報については、実施機関がこれを公表するといった取扱いを一般的に行っているとは認められないため、本件候補者情報は条例第5条第1号ただし書イには該当しない。

以上のことから、実施機関が本件候補者情報を条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

ウ 違反文書図画に係る掲示責任者氏名について

標記情報は、特定年に実施された衆議院議員選挙の候補者のポスターに記載された、ポスターの掲示責任者の氏名であり、個人に関する情報であって特定の個人が識別される情報であることは明らかであるから、条例第5条第1号本文に該当する。

もっとも、審査請求人は、標記情報は掲示されたポスターに記載されており、既に公になっている情報であるから、条例第5条第1号ただし書イに該当するから公開すべき旨主張している。

そこで検討すると、公職選挙法はポスターには掲示責任者の氏名を記載しなければならない旨を定めているものの、標記情報は単なるポス

ターの掲示責任者の氏名という情報ではなく、「公職選挙法違反との通報に基づいて実施機関が対応を行った候補者のポスターに係る掲示責任者の氏名の情報」（以下「本件掲示責任者情報」という。）であると認められる。

そして、本件掲示責任者情報について、実施機関が公表するといった取扱いを一般的に行っているとは認められないため、本件掲示責任者情報は、条例第5条第1号ただし書イには該当しない。

以上のことから、実施機関が本件掲示責任者情報を条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

エ 違反文書図画の掲示箇所について

標記情報は、公職選挙法違反との指摘を受けた候補者のポスターの掲示箇所についての情報であると認められる。

当審査会が実施機関に非公開とした理由を確認したところ、どこにポスターを掲示していたかという情報は「個人に関する情報」に該当すること及び、ポスターの掲示は通常地元や選挙区内で行われるため、ポスターの掲示箇所から、どの候補者のポスターであるかが想起されるので、条例第5条第1号本文に該当するとの説明があった。

そこで検討すると、標記情報のうち、掲示箇所である宅地の居住者名が記載されている部分については、条例第5条第1号本文に該当し、また、同号ただし書に該当しないことは明らかであるから、実施機関が非公開としたことは妥当である。

しかし、その余の情報については、標記情報から掲示されていたポスター、ひいてはポスターに掲載された候補者個人を特定できるとは一般的には認められず、また、掲示箇所として記載された土地、建物の所有者等である個人を特定できること又は個人を特定できずとも当該個人の権利利益を害するおそれがあることについて、実施機関から具体的な説明がなされているとも認められない。そのため、その余の情報が条例第5条第1号本文に該当するとは認められない。

以上のことから、実施機関は、標記情報のうち宅地の居住者名が記載されている部分を除き、公開すべきである。

オ 違反文書図画に係る被警告者氏名について

標記情報は、公職選挙法違反との指摘を受け、実施機関から行政指導を受けた候補者の氏名であると認められる。

この点、標記情報は本件候補者情報に該当するから、上記5(1)イと同様の理由により、実施機関が条例第5条第1号本文に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

カ 違反文書図画に係る候補者所属政党名について

標記情報は、公職選挙法違反との指摘を受け、実施機関から行政指導を受けた候補者の所属する政党名であると認められる。

この点、単に政党名のみから候補者個人を特定できるとは認められず、また、公職の候補者の所属する政党名が明らかになったとしても、当該候補者の権利利益が害されるおそれがあるとも認められない。

そのため、標記情報は条例第5条第1号本文に該当しない。

しかし、実施機関は、標記情報を同時に条例第5条第3号を理由に非公開ともしており、後述の5(2)アのとおり、条例第5条第3号該当性は認められるから、実施機関が標記情報を非公開としたことは結論として妥当である。

(2) 条例第5条第3号該当性について

ア 違反文書図画である政党ポスターの画像

標記情報は、公職選挙法違反との指摘を受け、実施機関から行政指導を受けた政党のポスター画像であると認められる。

これについて審査請求人は、神奈川県情報公開条例の解釈及び運用の基準（以下「解釈運用基準」という。）を引用し、法人の法令違反に対する行政処分や制裁的な行政指導に関する情報は公開情報として例示されていることから、標記情報も公開すべき旨主張している。

そこで当審査会が解釈運用基準を確認したところ、本件処分時前の版に該当の記載は存在していたものの、本件処分時の版には記載は存在していないこと及び、本件処分時前の版においても、あくまで「判断例」として記載されていることが認められ、かかる記載をもって行政指導に関する情報を一律に公開情報とする解釈を示したものとは認め難いから、

行政指導に関する情報が条例第5条第3号に該当するか否かは事案ごとに判断する必要がある。

そこで本件について検討すると、公職選挙法違反を理由に行政指導を受けたという情報は、これを公開することで行政指導を受けた政党の社会的評価を低下させるおそれのある情報であることは否定できず、公職選挙法においても、行政指導が行われた場合にその事実を公表する旨を定めた規定が設けられていないことを踏まえると、公職選挙法違反の事実をもって直ちに条例上保護に値する利益が失われるとまでは解し難い。そのため、かかる情報を公開することにより、法人の正当な利益を害するおそれがあるとする実施機関の説明は否定し難い。

よって、実施機関が標記情報を条例第5条第3号に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

イ 違反文書図画に係る掲示責任者氏名について

標記情報は、5(1)ウのとおり、条例第5条第1号本文に該当するため、同条第3号該当性を判断するまでもなく、実施機関が非公開としたことは結論としては妥当である。

ウ 違反文書図画の掲示箇所について

標記情報は、公職選挙法違反との指摘を受けた政党ポスターの掲示箇所についての情報であると認められる。

当審査会が実施機関に非公開とした理由を確認したところ、どこにポスターを掲示していたかという情報は「法人に関する情報」に該当し、ポスター掲示という政治活動をどこで行うかは法人のノウハウに関する情報に該当すること及び、政党がポスターを掲示する政党掲示板の場所は一定の場合であることが多いため、ポスターの掲示箇所から、どの政党のポスターであるかが特定される結果として、政党の信用上の利益を害するおそれがあるとの説明があった。

そこで検討すると、標記情報は単なる掲示箇所の情報であり、政党のノウハウに該当するとは認められない。また、標記情報から掲示されていたポスター、ひいてはポスターに掲載された政党を特定できるとは一般的には認められず、また、掲示箇所として記載された土地、建物の所

有者等である法人その他の団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることについて、実施機関から具体的な説明がなされているとも認められない。そのため、標記情報は条例第5条第3号に該当するとは認められないから、公開すべきである。

エ 違反文書図画に係る関係候補者氏名について

(ア) 関係候補者氏名について

標記情報は、公職選挙法違反との指摘を受けた政党ポスターに記載された者の氏名であると認められる。

この点、当審査会が確認したところ、標記情報は特定の政党に所属することが明らかな者の氏名であると認められるから、標記情報からいずれの政党の政党ポスターか容易に推測することができると認められる。

そして、上記5(2)アのとおり、政党名が特定されると、当該政党の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

そのため、実施機関が標記情報を条例第5条第3号に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

(イ) 候補者の使用するキャッチフレーズについて

標記情報は、公職選挙法違反との指摘を受けた政党ポスターに記載された者が使用するキャッチフレーズであると認められる。

この点、当審査会が確認したところ、当該キャッチフレーズは固有の文言であると認められるから、これが公開されると、当該キャッチフレーズを使用する者、ひいては当該者の所属する政党名を容易に推測することができるものと認められる。

そして、上記5(2)アのとおり、政党名が特定されると、当該政党の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

そのため、実施機関が標記情報を条例第5条第3号に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

オ 違反文書図画に係る政党名について

標記情報は公職選挙法違反との指摘を受けた政党名であると認められ

る。

この点、上記5(2)アのとおり、政党名が特定されると、当該政党の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

そのため、実施機関が標記情報を条例第5条第3号に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

カ その他

当審査会が公開すべきと判断した違反文書図画の掲示箇所の情報（上記5(1)エ及び5(2)ウに掲げる情報）の一部には、掲示箇所の番地等の情報のみならず、当該掲示箇所が周辺風景ごと撮影された画像も含まれており、当該画像には実際に当該箇所に掲示されていた個人ポスター又は政党ポスターが映し出されていることが認められるから、画像に含まれるこれらの情報については別途、条例第5条第1号及び第3号該当性並びに条例第6条の規定に基づく部分公開の可否について検討すべきである。

(3) 条例第7条該当性について

審査請求人は、選挙違反の事実は公共の利害に関する事実であるから、条例第7条に基づき公開すべきである旨主張している。

そこで検討すると、解釈運用基準では条例第7条の適用に当たっては「非公開情報の規定により保護される権利利益と公開による公益を比較検討」して行うこととされている。

本件において指摘された公職選挙法違反の態様を踏まえると、条例第5条第1号及び第3号により保護される利益を上回るほどの公開についての公益上の必要性があるとまでは認められない。

したがって、実施機関が条例第7条に基づく裁量的公開を行わなかったことは妥当である。

6 附言

- (1) 当審査会が本件請求に係る行政文書一部公開決定通知書を確認したところ、①「（公開することができない部分）」欄に実施機関が非公開とした

情報の一部が記載されておらず（上記5(1)アの「文書提出者の印影」及び5(2)エ(イ)の「候補者の使用するキャッチフレーズ」）、また、②「（公開することができない理由）」欄には「神奈川県情報公開条例第5条第1号該当」及び同「第3号該当」と該当条文のみが記載され、各号に該当すると判断した具体的理由が示されていないことが認められた。

かかる記載は、非公開処分を行うに当たって非公開理由を付記することを実施機関に対して義務付ける条例第10条第3項の趣旨（実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによって、その審査請求に便宜を与える趣旨）に反するものであるから、今後の行政文書公開請求の手続においては同項の規定に基づく適切な理由付記を行うよう、ここに附言する。

- (2) 本件請求に係る請求内容には「通報に対して選挙管理委員会がどのような対処を行ったかがわかる文書。例えば通報者や違反者への連絡内容など。」と記載されているから、例示された内容も含めて請求内容であると認められる。

当該請求内容に対し、実施機関は、選挙違反の存在を実施機関に通報した者に対する連絡文書は特定しているものの、実施機関が違反者に対して行った連絡文書については、文書の特定を行っていないことが認められた。

この点、審査請求人は文書特定の妥当性を争っていないものの、実施機関は、特定すべき文書が存在しないのであれば、文書不存在を理由に非公開とすることを本件通知書に記載すべきであったから、今後の行政文書公開請求の手続においては、請求内容を踏まえた文書の特定及び諾否決定を行うようここに附言する。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1

項番	公開請求に係る行政文書の内容	公開請求に対して特定した行政文書の概要	公開することができない部分	非公開理由
1	<p>特定年衆議院選挙に関し、特定選挙区内で発生した公職選挙法違反について、</p> <p>A. 違反の通報の詳細（日時、場所、画像、行為の内容など）のわかる文書</p> <p>B. Aの通報に対して選挙管理委員会がどのような対処を行ったかがわかる文書。例えば通報者や違反者への連絡内容など。</p>	<p>特定回衆議院議員総選挙における特定選挙区A区、B区及びC区内の違反文書画像に係る提出文書並びに提出文書に対する回答</p>	<p>文書提出者の氏名、住所及び電話番号、違反文書画像である個人ポスターの画像、違反文書画像に係る候補者所属政党名、候補者氏名、掲示責任者氏名、掲示箇所、被警告者氏名</p>	<p>条例第5条第1号</p>
2	<p>違反文書画像である政党ポスターの画像、違反文書画像に係る政党名、関係候補者氏名、掲示責任者氏名、掲示箇所</p>			<p>条例第5条第3号</p>

別表 2

対象文書の名称	公開すべき非公開情報
文書図面撤去命令書送達のお願	○ 2 ページ目から 4 ページ目までの、 ・ 番号 1 から 10 まで及び 12 から 57 までの非公開情報 ・ 番号 11 の 13 文字目から 14 文字目を除いた非公開情報
文書図面撤去命令書送達の訂正と追加のお願	○ 1 ページ目中、 ・ 16 行目の非公開情報のうち、13 文字目から 14 文字目を除いた情報 ・ 17 行目の非公開情報 ・ 20 行目及び 21 行目の非公開情報 ・ 25 行目の非公開情報 ※冒頭の手書き部分も 1 行と数えた。 ○ 2 ページ目中、 ・ 2 行目及び 3 行目の非公開情報 ・ 7 行目の非公開情報 ・ 「↑ 24 日撮影」と記載された行の直下の行の非公開情報
文書図面撤去命令書送達の新たなお願	○ 2 ページ目中、 ・ 4 行目の非公開情報 ○ 5 ページ目中、 ・ 4 行目の非公開情報

※二桁の数字は各一字と数えた。また記号も一字と数えた。

別表 3

対象文書の名称	部分公開を検討すべき非公開情報
文書図面撤去命令書送達の訂正と追加のお願	○ 2 ページ目中、「ご参考用 番号 58 として追加をお願いする現場の写真。」と記載された行の直下に掲載された画像
文書図面撤去命令書送達の新たなお願	○ 2 ページ目中、「Before 10 月 20 日撮影」と記載された行の直下に掲載された画像及び「上の写真を部分拡大 ↓」と記載された行の直下に掲載された画像 ○ 3 ページ目中、「新たな問題が発生」と記載された行の直下に掲載された画像 ○ 5 ページ目中、4 行目の直下に掲載された画像

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和7年4月16日 (収受)	○ 諮問
令和8年1月27日 (第257回部会)	○ 審議
令和8年3月17日 (第258回部会)	○ 審議
令和8年4月27日 (第259回部会)	○ 審議
令和8年5月25日 (第260回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院教授	
岩 田 恭 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会長職務代理者 （部会長を兼ねる）
釧 持 麻 衣	関 東 学 院 大 学 准 教 授	
田 所 美 佳	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
前 田 康 行	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員

（令和8年6月10日現在）（五十音順）